

令和6年度補正予算事業 文化芸術振興費補助金
地域文化財総合活用推進事業(地域文化遺産の活用支援事業)
募集案内 (ダイジェスト版)

はじめに

本事業では、「能登半島地震をはじめとする自然災害により被害を受けた地域」に古くから継承されている、当該地域に固有の文化遺産を活用して行う事業が補助対象となりますのでご注意ください。

応募書類の提出期限 令和7年1月31日(金)

※令和6年度内に確実に事業が完了することができる場合のみ応募してください。

※都道府県が文化庁に提出する期限。実行委員会等から地方公共団体への提出期限とは異なります。

令和6年能登半島地震によりキリコ祭りの開催が困難となるなど、各地で相次いで発生する自然災害により伝統行事をはじめとした文化遺産の継承が一層困難な状況となっています。

文化遺産が消失した際には元に戻すことが不可能あるいは極めて困難であることから、危機的な状況にある地域文化遺産を活用した取組を支援し、継承とともに地域活性化の推進を図ることを目的としています。

より詳細な内容については、文化庁のホームページに掲載されている「令和6年度補正予算事業 地域文化財総合活用推進事業(地域文化遺産の活用支援事業)募集案内(詳細版)」をご確認ください。

(右記リンク先、もしくは「令和6年度補正予算 地域文化財総合活用推進事業」で検索いただき、

「4. 募集案内等」をご覧ください。)



https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki kasseika/r06_hoseiyosan/94147201.html

① 補助対象事業 募集案内(詳細版)p3~4

◆「能登半島地震をはじめとする自然災害により被害を受けた地域」に古くから継承されている、当該地域に固有の文化遺産を活用して行う以下の事業が補助対象となります。実施計画を策定する地方公共団体は、様式 1-2に対象となる文化財が継承されている地域が受けた自然災害の被害の概要を記載してください。

◆本補助金は実行委員会等が企画し、主体的に実施する以下の事業が対象になります。

◆また、将来的に自立的な運営に結び付く事業内容である必要があります。

人材育成事業	地域の文化遺産を総合的に紹介するガイド等の人材育成 【代表的な取組例】 ・地域の文化遺産を網羅的に紹介できる観光ボランティアガイドの養成 ・ヘリテージマネージャーの養成
普及啓発事業	地域の文化遺産を普及啓発するための取組(発表会、展覧会、ワークショップ 等) 【代表的な取組例】 ・地域の民俗芸能等を一堂に公開する取組 ・地域の伝統工芸技術等の公開や普及のためのシンポジウム ※地域計画等を策定している市町村は、地域計画等の内容を踏まえた取組も補助対象です。 (地域計画等に基づく文化財をユニークメニューとして活用したイベントの開催 等)
その他事業	地域の文化遺産を活用した、地域活性化に資すると認められる取組

＜補助対象外の例＞ 地域との関連性が認められない取組／準備・検討のみ等、年度内で事業の成果が見込めない取組／実行委員会等が主体的に企画・運営等を実施せず、業者に一括委託して行う取組／例年継続実施しているイベント等の予算の付け替えと認められる取組 等

※募集案内(詳細版)の「過去に不採択となった取組の具体例」(p5～6)もあわせてご確認ください。

② 補助対象となる文化遺産の範囲 募集案内(詳細版)p1・p4

地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産(伝統芸能・民俗芸能等)

※国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金で対応可能な取組は補助対象外です。また、そのほか国が実施する補助事業と重複して補助を受けることはできません。

③ 補助事業者(補助の対象となる者) 募集案内(詳細版)p2・p10

地域の文化財の所有者や保護団体(保存会)等によって構成される実行委員会

または 文化財保存活用地域計画等を策定している市区町村及び民間団体等(保存団体や観光団体等)で構成する協議会 等(以下「実行委員会等」という)

※1地方公共団体につき、1実行委員会等が応募できます。実行委員会等が実施する全ての事業は、所在の地方公共団体が策定する実施計画に盛り込まれる必要があります。

④ 実施計画と事業計画 募集案内(詳細版)p11～13

各地方公共団体は、地域の文化遺産を活用した取組が計画的・効果的に実施されるよう、地域活性化に資する特色ある総合的な取組に関する実施計画を策定します。それをもとに、実行委員会等は事業計画を作成して事業を実施します。

地方公共団体は、本補助事業に係る単年度の実施計画を新たに策定してください。(「地域文化財総合活用推進事業(地域文化遺産もしくは地域文化遺産・地域計画等)」の実施計画は継承されません。)

⑤ 補助金の額 募集案内(詳細版)p2

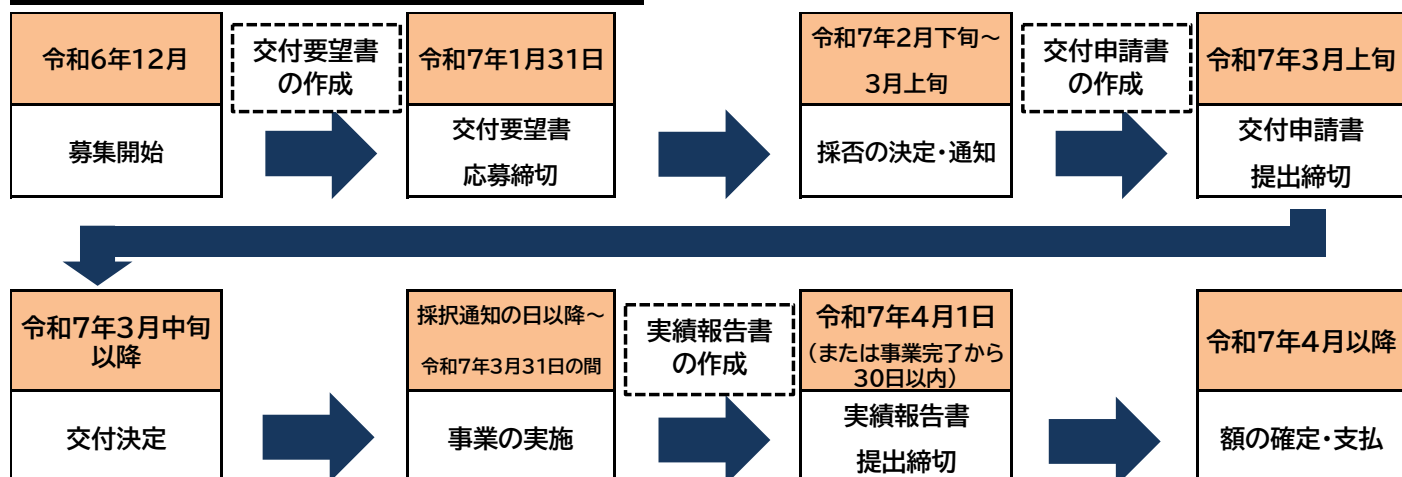
予算の範囲内において、補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という)の全部または一部を補助します。地域計画に基づく事業を実施する場合は、総事業費の15%以上を自己負担する必要があります。

※補助対象経費となる費目に一部上限を設けているものがあります。(募集案内(詳細版)p7～9)

⑥ 補助金の支払時期・方法 募集案内(詳細版)p2

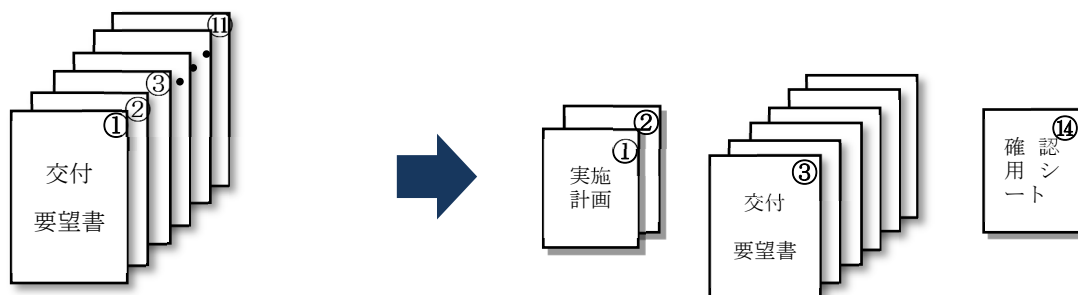
補助金は、原則、補助事業完了後の実績報告書をもとに文化庁において審査し、補助金の額を確定した後、文化庁から実行委員会等に直接支払います。なお、概算払いの実施はできませんので、補助金が支払われるまでは実行委員会等が経費を立て替える必要があります。

⑧ 補助金の流れ 募集案内(詳細版)p14



提出書類は、実行委員会等→都道府県または市区町村担当課→都道府県文化財担当課→文化庁 の順にとりまとめます。そのため、実際の締切は記載より早くなります。所在の地方公共団体とご相談ください。

⑦ 応募に必要な書類 募集案内(詳細版)p11～17・記載例p38～



- ① 交付要望書(様式2)
- ② 事業計画書(様式2-1)
- ③ 収支予算書(様式2-2)
- ④ 支出内訳明細書(様式2-3)
- ⑤ 補助対象事業に係る文化財の概要(様式2-4)
- ⑥ 実行委員会等の概要(様式2-5)
- ⑦ 実行委員会等の定款等
- ⑧ 実行委員会等の構成名簿
- ⑨ 謝金等支払先一覧表(様式3)
- ⑩ 見積書
- ⑪ 仕様書

実行委員会等

- ① 実施計画(様式1-1、別紙①②)
- ② 自然災害による被害の概要(様式1-2)
- ③ 交付要望書一式
- ④ 確認用シート

地方公共団体

※実行委員会等は、実施計画を策定する地方公共団体が定める提出期限までに、当該地方公共団体に交付要望書等を提出してください。なお、交付要望書等の提出前に地方公共団体の担当者と十分な調整を行ってください。

※提出方法の詳細は募集案内(詳細版)の「Ⅴ 応募方法」「Ⅵ 応募書類の作成方法」(p14～17)をご覧ください。

◎ 注意事項(経費の執行) 募集案内(詳細版)p7~9・p20~23

- ◆採択通知の日～令和7年3月31日の間で、補助事業者は補助事業の着手及び完了の日を設定する必要があります。その期間以外の契約や支払は補助対象外ですので、契約日や支払日には注意してください。
- ◆募集案内に記載された補助対象とならない経費や、単価上限を超えて支払った額は、実行委員会等の自己負担分でも補助対象経費に含めることができません。(補助対象外経費の取扱いとなります。)
- ◆内部支出は禁止されています。実行委員会等の構成員やその所属団体、あるいは実行委員会等の構成団体とその構成員に対する給与や報償費の支払い、業務の発注は補助対象外です。ただし、旅費は除きます。
- ◆補助事業の適正な執行のため、1回あたりの支払額が35,000円(税込み)以上となる場合は銀行振込みを用いてください。35,000円(税込み)未満の支払いを現金で行う場合でも、具体的な支払日や支払額、支払先等は必ず帳簿等で確認できるようにしてください。
- ◆交付決定後、実績報告をするときに各見積書や領収書、補助事業に係る金融機関の通帳及び帳簿(出納簿)等の写しの提出が必要です。
- ◆事業実施期間が短いため、採択後の計画変更はできません。要望内容について交付要望書の提出前に実行委員会内で十分に検討を行ってください。

※募集案内(詳細版)の「Ⅷ 適正な執行の確保」(p20~23)もあわせてご確認ください。

◎ 地方公共団体向け 募集案内(詳細版)p10~17

- ◆1地方公共団体につき、1実施計画、1実行委員会等とします。
- ◆実施計画を策定する地方公共団体は、対象となる全ての文化財について、当該文化財が継承されている地域が受けた自然災害の被害の概要を様式1-2に記載してください。
- ◆地方公共団体は補助事業の実施者になることはできませんが、実行委員会等が十分な事務能力等を有する場合を除き、可能な限り地方公共団体が運営に参画し、経費の執行方法等に関して指導をお願いします。

<応募書類の提出先及び事業内容相談のお問合せ先>

文化庁 参事官(生活文化創造担当)付 伝統行事振興担当
TEL: 075-451-9576(9時30分~18時15分)
E-MAIL: bunkakanko@mext.go.jp

応募は各地方公共団体を通して行っていただきますので、そちらにもご相談ください。